

所得控除(令和3年度以降)

種類	控除の内容	
雑損控除	災害等により本人や同一生計の控除対象配偶者や扶養親族が所有する資産に損害が生じた場合	(損失の金額－保険などで補填された金額)－所得金額×10%または(災害関連支出－保険などで補填された金額)－5万円のいずれか多い金額
医療費控除	従来の医療費控除の適用を受ける方は、スイッチOTC薬控除の適用を受けることができません。同様に、スイッチOTC薬控除の適用を受ける方は、従来の医療費控除の適用を受けることができません。	
	【従来の医療費控除】 本人や同一生計の親族のために支払った医療費がある場合	(支払った医療費－保険などで補填された金額)－(10万円または所得金額の5%のどちらか少ない金額)
	【スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)】 申告者本人が一定の取組を行っている場合で、本人や同一生計の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合	スイッチOTC医薬品の購入額－1万2千円(上限8万8千円)
社会保険料控除	本人や同一生計の親族が負担することになっている国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険料等の社会保険料を支払った場合	前年中に支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	前年中に支払った金額
生命保険料控除	(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除	
	一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を本人が支払った場合、控除の対象となります。控除額はそれぞれ個別に計算し、合算します(最高7万円)	
	支払った保険料額	控除額
	12,000円以下	支払った全額
	12,001円～32,000円	支払った額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払った額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
	(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除	
	一般の生命保険料、個人年金保険料を本人が支払った場合、控除の対象となります。控除額はそれぞれ個別に計算し、合算します(最高7万円)	
	支払った保険料額	控除額
15,000円以下	支払った全額	
15,001円～40,000円	支払った額×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	支払った額×1/4+17,500円	
70,000円超	35,000円	
新契約(1)と旧契約(2)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算		
一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の1及び2の金額の合計額(上限28,000円)になります。 1.新契約の保険料については上記(1)により計算した金額 2.旧契約の保険料については上記(2)により計算した金額 ※新契約(1)と旧契約(2)の両方を支払っている場合、個人市・県民税については旧契約分のみを適用した方が控除額が大きくなる場合、旧契約分のみを適用することができます。		

地震保険料控除	地震保険契約について		旧長期損害保険契約について	
	地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補填する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合控除の対象となります。		平成18年12月31日までに契約を締結したものに限り控除の対象となります。	
			支払った保険料額	控除額
			5,000円以下	支払った額全額
			5,001円～15,000円	支払った額×1/2+2,500円
	控除額		15,000円超	10,000円
	支払った額の1/2(最高25,000円)		※短期損害保険契約に伴う損害保険料控除は平成20年度分市県民税より廃止されました。	
最高25,000円(地震保険と旧長期損害保険契約の両方の契約がある場合は合計して25,000円) ※一つの控除証明書に地震保険料と旧長期損害保険料の両方の金額の記載がある場合は、市民税担当までお問合せください。				
障害者控除	納税義務者(本人)や扶養親族が障害者の場合 ※税法上にいう障害者とは、原則として障害者手帳を有する方を指しますが、それ以外にも障害者控除対象者認定書の交付を受けている方も該当します。		障害者の場合 26万円 特別障害者の場合 30万円 同居特別障害者の場合 53万円	
寡婦控除	所得制限	合計所得金額が500万円以下		
	原因	死別	離別	
	扶養親族等 ※前年の総所得金額等が48万円以下	子以外の扶養親族有り又は扶養無し	子以外の扶養親族有り	
	控除額	26万円		
	判定日	前年の12月31日		
ひとり親控除	所得制限	合計所得金額が500万円以下		
	原因	ひとり親(※)	(※)ひとり親とは、以下の要件を全て満たす寡婦、寡夫、未婚のひとり親のことをいいます。 1. 生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有すること 2. 合計所得金額が500万円以下であること 3. 住民票上の続柄に「夫(見届)」「妻(見届)」等の記載がないこと	
	扶養親族等 ※前年の総所得金額等が48万円以下	子		
	控除額	30万円		
	判定日	前年の12月31日		
勤労学生控除	高校や大学などの生徒や学生に勤労に基づく所得がある場合で、前年の所得金額が75万円以下かつその所得のうち給与以外の所得が10万円以下の場合	控除額 26万円		

配偶者控除	合計所得1千万円以下の納税義務者に、合計所得48万円以下の生計を同一とする配偶者がいる場合、納税義務者の所得金額に応じて控除が適用されます(事業専従者は除く)。			
	配偶者の合計所得金額 48万円以下	夫(または妻)の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者 (前年12月31日時点で70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (前年12月31日時点で70歳以上)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	合計所得1千万円以下の納税義務者に、合計所得48万円超133万円以下の生計を同一とする配偶者がいる場合、その所得の金額に応じて控除が適用されます(事業専従者は除く)。			
	配偶者の合計所得金額	夫(または妻)の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	控除適用なし			
扶養控除	前年の12月31日時点で、同一生計の親族で年間の所得が48万円以下の場合(事業専従者は除く)			
	特定扶養親族	前年の12月31日の年齢が19歳～22歳の人	45万円	
	老人扶養親族	前年の12月31日の年齢が70歳以上の人	38万円	
	同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち本人または配偶者の父母や祖父母などで、同居している場合	45万円	
	他の扶養親族	上記に該当しない扶養親族 (16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外)	33万円	
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者に適用されます。			
	納税義務者の合計所得金額	基礎控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円			